

34IC/24/R5

第 34 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2024 年 10 月 28 日～31 日

激甚災害の人道的影響から人々を守る：予測型行動の強化に向けた協働

決議

決議

激甚災害の人道的影響から人々を守る：予測型行動の強化に向けた協働

第 34 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）は、

気候変動に関する政府間パネルの第 5 次及び第 6 次評価報告書に記載されている極端な気候及び気象現象の影響について深い懸念を表明し、気候変動、生物多様性の損失、人口増加、環境悪化などの要因が、行動を起こさない限り、特に脆弱な状況にある個人や地域社会に対するこれらの影響を増大させることに留意し、

極端な気候・気象現象に対する脆弱性は、地域間でも地域内でも大きく異なり、紛争の影響を受けたり、特に脆弱な環境、特に小島嶼開発途上国（SIDS）では既に環境・気候リスクの増大に対処し、適応する能力が低下しているため、リスクが最も高くなることが多いことを強調し、2015 年から 2030 年の仙台防災枠組の中間レビューの所見を考慮し、ほとんどの場合、極端な気候及び気象現象に関する予測情報は、それらが起こる前に入手可能であり、また、技術の進歩により、多くの状況において、そのような情報の精度が長年にわたって大幅に改善されてきたこと、国際赤十字・赤新月運動（赤十字運動）の構成員である各国赤十字・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、及び赤十字国際委員会（ICRC）に人道ニーズを軽減するために極端な事象の影響に先んじて行動する機会を提供していることを認識し、

しかしながらこの進歩にもかかわらず、社会への影響を予測することや、国際的、地域的、小地域的、南南協力、国内協力などを通じて、異常気象や気候現象、特に複合危機的な状況、そして連鎖的、同時的、累積的な影響をよりよく予測するために、予測とリスク分析を強化する必要性が残っていることを強調し、

本決議の目的として、予測型行動とは、「予測された災害が発生する前、あるいは最も深刻な影響を受ける前に、その人道的影響を軽減するために取られる行動であり、行動を起こす意思決定は、災害がいつ、どこで、どのように起きるかについての予測または集団的リスク分析に基づくもの」であり、予測型行動は、きっかけ、行動、意思決定、資金調達が参加型で事前に合意されている場合に最も効果的であることを明確にし、

災害リスクの軽減、及び異常気象や気象災害が人々に及ぼす影響の抑制において、事前対策が果たすことのできる役割を認識し、それにより苦痛や損失を軽減する一方で、国家の脆弱性やこうした事象への曝露は様々であり、資金、能力、技術における格差が、

特に開発途上国、特に異常気象や気象災害に不均衡に影響を受ける小島嶼開発途上国（SIDS）における事前対策の完全な実施を妨げる可能性があることを認識し、

災害リスク管理（DRM）の一連の流れの中で、長期的な防災努力と緊急対応との間に重要な橋渡しをするのが予測型行動であり、適応、備え、即応態勢の努力を補完するものであることを強調し、

また、予測型行動は、気候変動に関連する損失や損害の回避、最小化、対処に貢献することができ、関連する枠組み、メカニズム、議論において考慮されるべきであると強調し、

例えば、仙台防災枠組（2015–2030年）、パリ協定、持続可能な開発目標、人道支援団体のための気候・環境憲章、気候危機に対処するための赤十字運動の抱負などに反映されているように、各国政府も赤十字運動の各組織も、気候変動による人道的影響の拡大を防止し、予測し、準備し、対応するための努力を強化することにコミットしていることを想起し、

「すべての人に早期警戒システムを」イニシアティブ、「仙台防災枠組（2015–2030年）中間レビュー・ハイレベル会合」の政治宣言や「災害に先んじる憲章」が示すように、予測型行動をめぐる世界的な機運を歓迎し、地域レベルでの様々なコミットメントに留意し、国際赤十字・赤新月運動代表者会議（代表者会議）の決議2「国際赤十字・赤新月運動の予測型人道活動の強化：私たちが進むべき道」（CD/22/R2）に示された赤十字運動の集団的なコミットメントを再確認し、

第33回国際会議の決議7「誰も取り残さない災害関連の法律及び政策」が、予測型アプローチのようなDRMへの革新的なアプローチを法律、政策、戦略、計画に統合するよう各国に奨励したことを想起し、第34回国際会議で提案された決議「包括的な法的・規制枠組みによる災害リスクガバナンスの強化」において、DRMのための法的・規制枠組み、政策、計画を強化するよう各国政府に呼びかけたことを歓迎し、

各国赤十字・赤新月社は、災害リスクを軽減するための重要な活動の一環として、災害予測型行動計画を策定し、実施する上で重要な役割を担っていることを認識し、適宜、公的機関の補助機関としての役割を果たし、それによって被災した地域社会の苦痛と損失を軽減することを認識し、IFRCとICRCがそれぞれの職務権限に従って提供する具体的な専門知識と支援を認識し、

予測的行動は成功裏に実施されているものの、より多くの人々が気候や気象の極端な変化から保護されるよう、国や地方レベル、人道、開発、気候の各セクターにおける調整と協力を改善していくことによって、その規模を拡大する必要があることを強調し、

1. 各国政府が、DRM に関連するものを含め、国内の枠組みやシステムに事前対策を組み込むこと、また、適切な場合には、関連する気候、社会保障、または保健の枠組みに組み込むことを奨励し、このプロセスを支援するよう赤十字運動の各組織に、特に専門的助言の提供、トリガーとなる指標の開発支援、データ収集と分析の実施、各状況における最善の予測型行動の特定、予測型行動を実施するための手順とチームの設置などを行なうよう呼びかけます。
2. 各国政府に対し、紛争の影響を受け、特に脆弱な環境、特に SIDS や長期化する危機の状況において、気象・気候現象に対する早期警報システムの改善などを通じて、極端な気候・気象現象に対処するための予測型行動を、適宜、赤十字運動の各組織の支援を通じて強化するよう求めます。
3. 仙台防災枠組（2015–2030 年）及び国連総会決議 78/120 及び 78/152 に基づく各国政府の公約に沿って、包括的な方法で各国のマルチハザード早期警報システムの強化を奨励し、特に地域レベルでの災害リスクに関する知識や予測能力の向上（地域固有の伝統的知識や先住民の知識の利用を含む）を通じて、予測型行動を可能にするために必要な情報が確実に伝達され、正確でアクセスしやすいものとなるよう確保すること、また、赤十字運動の各組織にこれらの取り組みを支援するよう呼びかけます。
4. 各国政府に対し、人々を中心とし、すべての人々が有意義な形で参加できる参加型プロセスを重視し、異なる年齢、障害、背景を持つ、女性、男性、少女、少年が災害の影響を異なった形で受ける可能性があることを認識し、災害の影響を不均衡に受けるリスクのある人々に対して特別な配慮を払い、既存のリソースやコミュニティ早期警報・準備システムを活用し、資金、警報、行動が最も行き届きにくいコミュニティにも確実に届くよう、各国赤十字・赤新月社をはじめとする現地の関係者の能力を強化し、予測型行動を実施するよう呼びかけます。
5. また、各国政府に対し、事前に合意された資金調達の取り決めを確立し、革新的な資金調達メカニズムを含む既存の資金調達メカニズムを適応させ、国内法に沿って、極端な気候・気象現象を予測し、適切な場合には、気候・開発資金や既存の地域・国際的な資金調達メカニズムを活用することにより、国や地方レベルで予測型行動を可能にする資金メカニズムへのタイムリーで効果的且つ公平なアクセスを創出、増加、促進するよ

う呼びかけます。

6. 各国政府に対して、各国赤十字・赤新月社と共同して予測型行動に取り組み、この分野での経験と具体的専門知識を活用し、各国の法律と政策に沿った準備と対応と同様に、その実施において各国赤十字・赤新月社が強力な役割を果たすことができるようすることを奨励します。
7. 国際協力の強化、技術支援、能力開発、非機密データや情報、ツール、メカニズム、技術の自主的な共有、特に途上国、特に SIDS のために、相互に合意された条件での提供、関連する資金メカニズムへの貢献、その他の手段などを通じて、連帯を示すことにより、具体的には予測型行動、一般的には災害リスク管理に関する活動において、相互にまた赤十字運動の各組織を支援するよう各国政府に呼びかけます。
8. 各国政府に対し、エビデンスに基づいた予測型行動を強化し、予測型行動に関する知識と経験を強化し、共有し続けること、また、これらの目的のために、「予測ハブ」や、「リスク情報に基づく早期行動パートナーシップ及び人道支援の革新的資金調達ハブ」などの他の関連イニシアティブを利用するなどを検討するよう要請します。
9. IFRCに対し、本決議の実施に関する進捗報告書を第35回国際会議に提出するよう要請します。